

横浜市工事等請負業者実態調査実施要領

制 定 平成 16 年 4 月 1 日

一部改正 平成 23 年 5 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は、不適格業者を排除し、適正な契約を締結するため、横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事）に登載された者について、事務所の所在等の調査を行い営業の実態を把握することを目的として、横浜市工事等請負業者実態調査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(調査項目)

第 3 条 調査は、次の事項について行うものとする。

- (1) 事務所の所在
- (2) 営業活動の実態
- (3) 経營業務管理責任者等の在勤状況
- (4) 技術者の資格、従業員への雇用状況
- (5) 資材置場等の状況
- (6) その他営業の実態を把握するために必要な事項

(調査方法)

第 4 条 調査は、次により行うものとする。

- (1) 契約部契約第一課に属する職員が調査を行うものとする。
- (2) 調査は、二名以上で対象者の事業所を訪問することにより行うものとする。
- (3) 原則として、調査は対象者に予告せず実施するものとする。
- (4) 前条に規定する調査項目について、別紙「業者実態調査票」に基づき、現場の確認及び聴き取り調査等を行い、必要がある場合には関係書類の提示又は提出を求めるものとする。
- (5) 調査終了後は、速やかに、「業者実態調査票」により、契約部契約第一課長に報告するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、準市内企業及び市外企業については、工事請負実績及び会社概要等の確認をもって調査とすることができるものとする。この場合、前項第 5 号に規定する報告は省略することができる。

(調査結果)

第 5 条 調査の結果は、原則として、対象者に対し、口頭又は文書により通知するものとする。

また、改善を要すると認められる者に対しては、改善策について文書により報告を求めるものとする。

(再調査)

第 6 条 改善を要すると認められる者から改善策について文書により報告があり、改善がなされたものと判断できる場合には、再調査を行うものとする。

ただし、改善内容が軽易な者については再調査を要しないものとする。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

